

# 外国人技能実習機構定款

平成29年1月25日施行

平成29年4月1日変更

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
  - 第2章 資本金及び出資（第6条—第9条）
  - 第3章 役員等（第10条—第20条）
  - 第4章 理事会（第21条—第24条）
  - 第5章 評議員会（第25条—第28条）
  - 第6章 業務及びその執行（第29条—第32条）
  - 第7章 財務及び会計（第33条—第39条）
  - 第8章 補則（第40条—第42条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この機構は、外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

### （設立の根拠及び名称）

第2条 この機構は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）により設立し、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）と称する。

### （事務所の所在地）

第3条 機構は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 機構は、従たる事務所を以下に置く。

- (1) 北海道札幌市
- (2) 宮城県仙台市
- (3) 東京都港区
- (4) 茨城県水戸市
- (5) 長野県長野市

- (6) 愛知県名古屋市
- (7) 富山県富山市
- (8) 大阪府大阪市
- (9) 広島県広島市
- (10) 香川県高松市
- (11) 愛媛県松山市
- (12) 福岡県福岡市
- (13) 熊本県熊本市

(用語)

第4条 この定款において使用する用語は、この定款において特に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

(公告)

第5条 機構の公告は、官報に掲載又は電子公告によって行う。

## 第2章 資本金及び出資

(資本金)

第6条 機構の資本金は、1億9,304万円とし、政府及び政府以外の者が出资するものとする。

2 機構は、必要があるときは、法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(持分の払い戻し等の禁止)

第7条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的として、これを受けることができない。

(持分の譲渡)

第8条 出資者は、機構の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

(出資者原簿)

第9条 機構は、出資者原簿を備えて置くものとする。

2 出資者原簿は、各出資者について、次の事項を記載するものとする。

- (1) 出資者の名称及び住所
- (2) 出資の引受け及び払込みの年月日（出資の譲渡その他出資者について異動があった場合にはその年月日）
- (3) 出資の額

### 第3章 役員等

#### (役員)

第10条 機構に、役員として理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

#### (役員の職務及び権限)

第11条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は、機構の業務を監査する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は法務大臣及び厚生労働大臣に意見を提出することができる。
- 5 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

#### (役員の任命)

第12条 理事長及び監事は、法務大臣及び厚生労働大臣が任命する。

- 2 理事は、理事長が法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて任命する。

#### (役員の任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることがある。

#### (役員の欠格条項)

第14条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第15条 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任するものとする。

2 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるとときは、第12条の規定の例により、その役員を解任することができる。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

(4) 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止)

第16条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、法務大臣及び厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第17条 監事は、理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第18条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第19条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第20条 機構の職員は、理事長が任命する。

第4章 理事会

(設置)

第21条 機構に、理事会を置く。

(権限)

第22条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経ることとする。

- (1) 定款の変更
- (2) 業務方法書の作成又は変更
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (4) 決算
- (5) 前各号に定めるもののほか、法の規定により法務大臣及び厚生労働大臣の認可（第12条第2項の認可（第15条第2項の場合を含む。）を除く。）又は承認（第16条の承認を除く。）を受けなければならない事項その他理事会が特に必要と認める事項

(組織)

第23条 理事会は、理事長及び理事をもって組織する。

- 2 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 議長は、理事会の会務を総理する。

(議決の方法等)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会は、理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。
- 4 法務大臣及び厚生労働大臣がそれぞれ指名するその職員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

## 第5章 評議員会

(設置)

第25条 機構に、機構の業務（法第87条第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(組織)

- 第26条 評議員会は、評議員15人以内をもって組織する。
- 2 評議員会に議長を置き、評議員のうちから、評議員の互選によってこれを定める。
  - 3 議長は、評議員会の会務を総理する。
  - 4 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておくものとする。

(評議員)

- 第27条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関する専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて任命する。
- 2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。
  - 3 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任)

- 第28条 理事長は、評議員が第15条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第1項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

## 第6章 業務及びその執行

(業務の範囲)

- 第29条 機構は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 技能実習に関し行う次に掲げる業務

- イ 法第12条第1項の規定により認定事務を行うこと。
- ロ 法第14条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。
- ハ 法第18条第1項（法第19条第3項、法第21条第2項、法第27条第3項、法第32条第7項、法第33条第2項、法第34条第2項及び法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

- ニ 法第24条第1項（法第31条第5項及び法第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により事実関係の調査を行うこと。
  - ホ 法第24条第3項（法第31条第5項及び法第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により申請書を受理すること。
  - ヘ 法第29条第4項（法第31条第5項並びに法第32条第2項及び第7項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。
- （2）技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- （3）技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務
- （4）技能実習に関し、調査及び研究を行う業務
- （5）その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務
- （6）前各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含み、第1号ロ及びハの業務を除く。）に係る手数料を徴収する業務
- （7）前各号に掲げる業務に附帯する業務

#### （業務の委託）

第30条 機構は、法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて、前条の業務（同条第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。）の一部を委託することができる。

#### （業務方法書）

第31条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次の事項を記載するものとする。

- （1）法第87条第1号に規定する技能実習に関し行う業務に関する事項
- （2）法第87条第2号に規定する技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務に関する事項
- （3）法第87条第3号に規定する技能実習の継続の支援等に関し行う業務に関する事項
- （4）法第87条第4号に規定する調査及び研究に関する事項

(5) 機構の役員（監事を除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(6) その他機構の業務の執行に関して必要な事項

（資料の提供等）

第32条 機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第7章 財務及び会計

（事業年度）

第33条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（予算等）

第34条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表等）

第35条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらの附属明細書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に法務大臣及び厚生労働大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を法務大臣及び厚生労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付するものとする。

3 機構は、第1項の規定による法務大臣及び厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書（以下この条において「財務諸表等」という。）を、各事務所に備え置き、5年間、公衆の縦覧に供するものとする。

4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。

5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、機構の事務所に

おいて、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法をとることができる。この場合においては、財務諸表等を、第3項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(利益及び損失の処理)

第36条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理するものとする。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理するものとする。

3 機構は、予算をもって定める額に限り、第1項の規定による積立金を第29条の業務に要する費用に充てることができる。

(借入金)

第37条 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還するものとする。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還するものとする。

4 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(余裕金の運用)

第38条 機構は、次の方法により、業務上の余裕金を運用するものとする。

- (1) 国債その他法務大臣及び厚生労働大臣の指定する有価証券の保有
- (2) 法務大臣及び厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 金銭の信託（元本の損失を補填する契約があるものに限る。）

(会計規程)

第39条 機構は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めるものとする。

2 機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について法務大臣及び厚生労働大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく法務大臣及び厚生労働大臣に届け出るものとする。

## 第8章 補則

### (実施規程)

第40条 この定款に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な規程は、理事長が定める。

### (定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けるものとする。

### (解散)

第42条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に定められる法律の定めるところによる。

## 附 則

第1条 この定款は、この機構の成立の日から施行する。

第2条 この機構の最初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、その成立の日から、平成29年3月31日までとする。

第3条 この機構の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第34条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

## 附 則

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。